

日連 30 第 438 号
(企 第 17 号)
平成 30 年 7 月 9 日

国税庁長官心得 藤井 健志 様

日本税理士会連合会
会長 神津 信一

国税に関する申告期限等の延長に関する緊急要望書

今般、西日本において発生した豪雨による災害は、広島県、岡山県、愛媛県など幅広い地域に甚大な被害を引き起こし、避難者は3万人超に上るとも報道されています。

このような事態は、国税通則法第11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」に該当すると考えられることから、同法施行令第3条第1項により、地域及び期日を指定して申告・納付等の期限を延長する措置を講じるようお願いいたします。

特に、期限の迫りつつある源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限については、即時のご対応をお願いいたします。